

HOME'S 会員規約

【別紙1】 本サービスの利用細則

【別紙2】 本サービスの概要



HOME'S 会員規約

HOME'S 会員規約(以下「本規約」といいます)は、株式会社ネクスト(以下「弊社」といいます)が提供するインターネットによる不動産情報提供サービス「HOME'S」を、会員にご利用頂くにあたっての、弊社と会員との間の契約の内容をなすものであり、会員による本サービスの利用については、本規約およびその他弊社が定める個別規約等が適用されます。

【用語の定義】

本規約等における用語の定義は以下のとおりとなります。

- ① 物 件: 売買または賃貸借の対象となる不動産および不動産の上に存する権利をいいます。
- ② 基本サービス: 弊社が提供するインターネットによる不動産情報提供サービス「HOME'S」のうち、別紙 2.(1)に記載するサービスをいいます。
- ③ オプションサービス: 弊社が提供するインターネットによる不動産情報提供サービス「HOME'S」のうち、別紙 2.(2)に記載するサービスをいいます。
- ④ 本サービス: 基本サービスとオプションサービスの総称をいいます。
- ⑤ 会 員: 物件の売買または賃貸に関する売主、貸主、および媒介または代理の委任を受けた宅地建物取引業者等で、弊社が、本規約の定めにより本サービスの利用を認めた法人、個人事業主または団体等をいいます。
- ⑥ 本 情 報: 会員が本サービスを利用して提供する情報や広告等のことをいいます。
- ⑦ 利 用 料 等: 初期設定費用、本情報掲載に関する月額利用料、反響課金に関する料金、オプションサービスの料金、その他弊社所定の本サービスの対価をいいます。
- ⑧ サ ー ビ ス 利 用 者: 本サービスを通じて本情報等の閲覧、問合せ等を行う者をいいます。
- ⑨ 知的財産: 商標権、特許権、実用新案権、意匠権、著作権(著作権法第 27 条および第 28 条に定める権利を含みます)、デザイン、ノウハウその他一切の知的財産(それらの権利を受ける権利およびそれらの権利の登録等を出願する権利を含みます)をいいます。
- ⑩ 本サービス利用契約: 会員と弊社の間で成立した本サービス利用にかかる契約をいいます。

第 1 条(目的)

弊社および会員は、本サービスを通じて、互いに協力し、サービス利用者が本情報をインターネット上で手軽に検索できる仕組みを発展させることで、一層の不動産情報流通の活性化を図ることを目的とします。

第 2 条(会員資格)

1. 会員資格を有する者は、次の各号の要件をすべて満たし、かつ弊社が会員と認める者に限るものとします。
 - ① 宅地建物取引業の免許を有していること。ただし、弊社が不要と認めた場合はこの限りではありません。
 - ② 本規約および本サービスの目的・主旨に賛同し、同意していること。
 - ③ 本サービスの利用申込日より前 6 ヶ月以内に行政処分がないこと。

- ④ 重大な行政処分または法令違反がないこと。
 - ⑤ 本サービスの利用申込日より前に本規約第 28 条に規定の強制退会となっていないこと(次号に定めるものを除く)。
 - ⑥ 本サービスの利用申込日より前 6 ヶ月以内に情報審査規約に規定の強制退会となっていないこと。
 - ⑦ 役員および従業員またはこれらの関係者が反社会的勢力に属する等の反社会的勢力とのいかなる関係性も有しないこと。
2. 会員は、弊社に対し、以下の内容を保証するものとします。
 - ① 本サービスの利用申込時において前項各号の要件を満たすこと。
 - ② 本サービスの利用期間中において前項各号の要件を満たし続けること。

第 3 条(申込)

1. 本サービスの利用申込みを行う者は、以下の各号に定める申込手続を行うものとします。なお、弊社に対して本サービス利用にかかる申込を行ったことをもって、申込者は本規約その他弊社所定の個別規約に同意したものとみなされることを了承するものとします。
 - ① 弊社が別途定める方法に従い、宅地建物取引業者免許証の写しを添付した弊社所定の申込書を弊社に提出すること。
 - ② 前条に定める会員資格の要件を充足していることを証するための確認書類等を弊社の求めに応じて提出すること。
 - ③ その他弊社が定めるすべての手続きを完了すること。
2. 弊社は、申込書を確認の上、必要な審査を行い、申込を承諾する場合には本サービス利用のための ID およびパスワードを申込者に対し通知するものとし、当該通知を以って本サービス利用契約が成立するものとします。ただし、本情報の掲載予定日までに当該通知が無い場合であっても、実際に本情報の掲載が本サービスを通じてなされたときは、当該掲載の時点をもって本サービス利用契約が成立するものとします。
3. 退会した会員が再度本サービスの利用を希望する場合は、当該会員は、再度、本条に定める手続きを行うものとします。

第 4 条(本サービスの提供)

1. 弊社は、会員に対して本サービスを提供するものとします。
2. 前項に定める本サービスの提供に関する弊社の義務は、本サービス利用のための ID およびパスワードを会員に提供することに限られるものとします。ただし、オプションサービスのうち別途弊社が定めるものについては、この限りではありません。
3. 本サービスの概要は別紙 2 に記載するとおりであり、その詳細は別途弊社が定めるところによるものとします。
4. 本サービスは、会員のみが利用することができるものとします。なお、弊社が別途認める場合を除き、オプションサービスのみ利用はできないものとします。

5. 会員は、自己の責任と負担により、本サービスを利用するために必要な電気通信回線、電気通信機器、コンピュータ、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器等(以下「会員設備」といいます)を用意するものとし、かつ本サービスを適切に利用可能な状態(プロバイダー契約の締結等を含みます)に維持するものとします。弊社は、会員設備に関し一切関与せず、また、本サービスの利用または弊社の運営するウェブサイトへのアクセスによる会員設備の故障等およびこれに起因するデータの消失、損傷等につき、一切の責任を負わないものとします。
6. 本サービスのサポートは会員のみを対象とし、サポートに関する対応については別途弊社が定めるところによります。
7. 弊社は、会員に対する予告なく本サービスを提供するためのシステムに関するバージョンアップおよび仕様変更をおこなうことができるものとします。

第5条(IDおよびパスワード)

1. 弊社は、会員に対し、本サービス利用のためのIDおよびパスワードを提供するものとします。
2. 会員は、弊社の承諾なく、弊社より提供されたIDおよびパスワードを第三者に譲渡、貸与等をしないものとします。
3. 会員は、弊社から提供されたIDおよびパスワードを会員自身の責任で管理するものとします。
4. 会員がIDおよびパスワードの不適切な管理、使用上の過誤、第三者による不正使用等により被った損害については、会員の帰責事由の有無を問わず、弊社は一切の責任を負いません。
5. IDまたはパスワードを忘れた場合や盗用その他不正使用された場合、会員は、速やかに弊社にその旨を連絡するものとします。
6. 弊社は、本サービスのうち弊社所定のサービスについては、不動産物件情報登録用のID/パスワードと資料請求情報取得用のID/パスワードを峻別して提供します。会員は、サービス利用者からの資料請求に関する情報が個人情報となり得ることを了解し業務上必要となる最小限の者のみに資料請求情報取得用ID/パスワードを開示するものとし、それ以外の者が資料請求情報取得用ID/パスワードを知り得ないよう管理するものとします。

第6条(物件の掲載)

1. 会員は、別紙 1.の本サービス利用細則に従い物件を掲載することができるものとします。
2. 会員は、物件の掲載にあたり、「宅地建物取引業法」「建設業法」「建築基準法」「都市計画法」「不当景品類および不当表示防止法」「借地借家法」「個人情報保護法」「著作権法」「商標法」およびその他の関連する一切の法令および弊社の定めた事項等を遵守するものとします。
3. 弊社は、会員が掲載した本情報の内容が、諸法令、公序良俗もしくは弊社の規定に抵触すると判断した場合、会員に対して期日を指定して、当該本情報の一部または全部の変更を求めることができ、会員が当該求めに応じない場合、弊社は当該契約の履行義務を負わないものとします。なお、会員が当該求めに応じない場合であっても、会員は、利用料等の支払義務を免れないものとします。

4. 弊社は、前項に規定の抵触の程度に応じ、会員に対し変更を求めることなく、弊社の判断で自ら本情報を修正することができるものとします。
5. 会員は、掲載した物件に関し、成約や賃料または売却価格等物件概要の内容が変更した場合、媒介契約の解約等登録内容の変更があった場合は、弊社が別途定める方法により速やかに登録情報を更新するものとします。
6. 会員は、本条に係る掲載に関し、自らの判断と責任において物件の掲載を行うものとします。
7. 本情報掲載開始の前後を問わず、会員が弊社からの第 3 項に基づく申入れを拒絶した場合、または直ちに会員が変更を行わない場合には、弊社は会員に対して債務不履行責任等の一切の責任を負うことなく契約を解除することができるものとします。

第 7 条(本情報に関する会員の責任)

会員は、本サービスを通じて提供する本情報がいかなる法令または業界団体の規則にも違反せず、かつ、いかなる権利をも侵害するものではないことを弊社に対して保証するものとします。なお、万が一これに反して第三者よりクレーム、異議申立て、もしくは訴訟等(以下「訴訟等」といいます)が提起されたときには(弊社の要請に基づき本情報の内容の変更および修正が行われた場合を含みます)自己の費用と責任において対処し、弊社や他の会員、サービス利用者等に迷惑を及ぼさないものとします。

第 8 条(情報審査)

1. 弊社は、会員の本サービス利用に関し、HOME'S 情報審査規約(以下「情報審査規約」といいます)に沿った審査を実施します。なお、会員は、情報審査規約を遵守するものとします。
2. 会員は、弊社より情報審査規約に基づく要請があった場合、直ちにこれに従うものとします。

第 9 条(積極的対応等義務)

会員は、サービス利用者から本サービスを介して本情報に関する媒介、代理、相談等の依頼またはお問い合わせを受けた場合、誠実かつ積極的に対応しなければならないものとします。

第 10 条(弊社への連絡義務)

1. 会員は、会員の商号、代表者、所在地、電話番号、メールアドレスその他弊社に届出た一切の事項に関し、変更が生じた場合、または会員が宅地建物取引業の免許を喪失した場合や免許の内容に変更が生じた場合は、速やかに弊社に連絡するものとします。
2. 会員は、①宅地建物取引業者の免許の更新を行った場合には、更新後 7 日以内に当該更新後の宅地建物取引業者免許証の写しを、弊社にファックスまたは郵送するものとし、②宅地建物取引業者の免許の更新を行わなかった場合または行うことができなかった場合には、直ちに弊社に対しその旨を書面(電子メールまたはファックスを含みます)にて報告するものとします。
3. 会員は、行政処分等の重大な法令違反またはその疑いがあった場合は、直ちに弊社に対しその旨を書面(電子メールまたはファックスを含みます)にて報告するものとします。なお、当該法令違反またはその疑い等

に関し、弊社より要請があった場合、会員は、直ちに必要な事項について報告しなければならないものとします。

第 11 条(利用料等の取扱い)

1. 会員は、弊社が会員に対し本サービスを提供することの対価として、利用料等を弊社に対して支払うものとします。なお、会員の利用料等の支払義務は、本サービス利用契約の成立時に発生するものとします。
2. 会員は、利用料等の請求先および支払者を会員以外(以下「別段請求先」といいます)とすることを希望する場合、別段請求先に弊社所定の書面にて弊社に対する届出を行わせるものとし、別段請求先が期限までに利用料等の支払を行わない場合には、直ちに会員は弊社に対して利用料等を支払うものとします。
3. 弊社は、会員が利用料等の支払いを滞納し、または滞納することが合理的に見込まれる場合、予告なく本サービスの提供を停止することができるものとします。
4. 会員は、本サービス利用契約の全部または一部を解約する場合、会員からの申請に応じて弊社が設定する解約日までの利用料等を支払うものとします。
5. 会員は、本サービス利用契約の内容を超過して本サービスを利用した場合には、当該超過分にかかる本サービスの利用料等を弊社に支払うものとします。なお、会員は、本サービス利用契約の内容の全部または一部を利用しなかった場合であっても本サービス利用契約の対価全額を弊社に支払うものとします。
6. 弊社は、会員から受領した利用料等は、理由の如何にかかわらず(会員が退会した場合を含みます)、返還する義務を負わないものとします。
7. 弊社は、1ヶ月前の予告をもって、会員の承諾なしに、支払いに関する規定の改定ならびに利用料等の変更ができるものとします。
8. 会員は、本サービスの提供がお申込み単位の途中において終了した場合において、その終了の理由の如何にかかわらず、当該お申込み単位の本サービスに係る利用料等を支払うものとします。なお、お申込み単位とは、期間の定めのある本サービス利用契約の場合のその期間を意味するものとし、弊社は、原則として、お申込み単位の最終日を本サービス利用契約の終了日に設定できるものとします。

第 12 条(支払方法)

1. 会員は、申込書に定める支払条件および支払方法により、利用料等を弊社に対して支払うものとします。
2. 会員が利用料等の支払いを銀行振込により行った場合、振込手数料は会員が負担するものとします。
3. 支払期日が銀行休業日の場合は、支払期日直前の銀行営業日を支払期日とするものとします。
4. 会員は、利用料等の支払に関し、支払遅延が発生した場合、その支払期日を起算日とし、実際の支払がなされるまでの間、その日数に応じて年率14.6%の遅延損害金を弊社に対して支払うものとします。

第 13 条(期間)

本サービス利用契約の有効期間は、申込書に別段の定めがない場合、利用開始日より1年間とします。ただし、本サービス利用契約の有効期間が1年間である場合は、期間満了の1ヶ月前までに会員または弊社のいずれからも相手方に対する書面による更新しない旨の申し入れがない場合は同条件にて1年間延長されるものとし、以

後もこの例によるものとします。

第 14 条(中途解約)

1. 会員は、本サービス利用契約の有効期間中に本サービス利用契約を終了することを希望する場合、別紙 1 の本サービス利用細則に定める手続きを行うものとします。
2. 弊社は、1 ヶ月前までに会員に通知することで当該会員との本サービス利用契約を将来に向かって解約することができるものとします。

第 15 条(不可抗力等によるサービス停止)

1. 天災、停電、ネットワーク障害、その他弊社の責に帰すべからざる事由により本サービスを中止若しくは停止せざるをえない場合、または、弊社が緊急を要すると判断した場合、その他弊社が必要と判断した場合、弊社は、会員に通知することなく本サービスの提供を中止または停止することができるものとします。
2. 前項により本サービスの提供が中止または停止された場合、弊社は、本サービスの提供を再開するために善良な管理者の注意をもって努め、本サービスの提供が再開した時点で会員へ通知するものとします。

第 16 条(サービスの中止・停止への補償)

1. 会員は、本サービスの提供が中止または停止されている期間についても、弊社に対し、利用料等を支払うものとします。ただし、会員は、弊社の重過失により、本サービスの提供が連続して 72 時間以上中止または停止された場合、72 時間を超える部分を日数換算し、本サービスの月額利用料(以下「本サービス月額利用料」といいます)のうち、当該日数分(24 時間の倍数である部分に限ります)の支払いを免れるものとします。
2. 弊社は請求の原因の如何にかかわらず、本サービスの提供の中止または停止に起因し会員または第三者に生じる一切の損害につき、前項に定める本サービス月額利用料の減額その他、責任を負わないものとします。

第 17 条(第三者への情報提供)

1. 弊社は、会員に対する本サービスの利用効果の増進または本サービスの秩序の維持に必要と判断した場合、会員に関する情報(本情報を含みますがこれに限りません。以下同じ。)を弊社グループ会社および宅地建物取引業者団体、またはその他の第三者(以下「グループ会社等」といいます)へ提供することができるものとします。
2. 会員は、会員に関する情報が弊社と提携する第三者が運営するポータルサイト等に掲載されることがあることを承諾するものとします。

第 18 条(関係官公庁等への情報提供)

弊社は、本サービスの質の向上または消費者保護等の目的のために必要と判断した場合、関係官公庁、事業者団体その他の第三者等に会員に関する情報を提供し、是正指導の依頼、調査要請等を行うことができます。また、弊社は、関係官公庁または事業者団体等から調査協力要請等があった場合、調査要請に応じること

ができるものとします。

第 19 条(弊社からの通知等)

弊社は、本サービスの変更等、弊社が会員への通知が必要と判断した情報に関し、弊社の運営するウェブサイトへの掲示その他弊社が適当と判断する方法により会員に通知または予告等を行うことができるものとします。

第 20 条(弊社の免責等)

1. 弊社は、理由の如何にかかわらず、本サービスの提供が困難となった場合、3 ヶ月前までに前条の方法により会員に通知または予告等を行うことにより、本サービスの提供を終了することができるものとします。なお、会員は、本サービスの利用終了までに生じた債務に関し、精算する義務を負うものとします。
2. 弊社は、本サービス(本サービスにより提供される情報を含みますがこれに限られません)および弊社の運営するウェブサイトに関し、明示であると黙示であるとを問わず、いかなる保証(情報の正確性、完全性、最新性、信頼性、有用性、目的適合性に関する保証、本サービスの使用によって生じる結果の保証を含みますがこれらに限られません)も行いません。本サービス(本サービスにより提供される情報を含むがこれに限られません)および弊社の運営するウェブサイトの利用により会員、サービス利用者または第三者に損害が生じたときも、弊社は、利用料等の減額、損害賠償その他の一切の責任を負わないものとします。
3. 会員は、本サービスまたは弊社の運営するウェブサイトには第三者から提供される情報等が含まれていることを認識、承諾したうえで、本サービスおよび弊社の運営するウェブサイトを利用するものとします。本サービスまたは弊社の運営するウェブサイトに含まれる、第三者から提供される情報等につき弊社は一切責任を負わないものとします。
4. 弊社は、弊社の運営するウェブサイトから第三者のウェブサイトへリンクする場合、または第三者のウェブサイトから弊社の運営するウェブサイトへリンクする場合等においても、第三者のウェブサイトに関して一切責任を負わないものとします。
5. 弊社は、本サービス利用のために弊社が提供または紹介する他社のサービス、ソフトウェア、製品等(以下、「他社サービス・製品」といいます)に関し、明示であると黙示であるとを問わず、いかなる保証(情報の正確性、完全性、最新性、信頼性、有用性、目的適合性に関する保証、利用によって生じる結果の保証を含むがこれらに限られません)も行いません。また、これら他社サービス・製品の利用により会員、サービス利用者または第三者に損害が生じたときも、弊社は、利用料等の減額、損害賠償その他の一切の責任を負わないものとします。

第 21 条(知的財産)

1. 本サービスおよび本サービスに係るプログラム等に関する知的財産その他一切の権利は、弊社または弊社に使用許諾をしている者に帰属します。
2. 会員は、会員が本サービス上に掲載したまたは本サービスに関連して弊社に提供する本情報につき、全世界を地理的範囲とする、非独占的、無償、サブライセンス可能かつ譲渡可能で本サービス利用契約終了後も有効に存続する、使用、複製、翻案、改変、加工、分析、集計、公衆送信、有償の頒布等を弊社が適切と認め

る目的のために行うライセンスを弊社に対し付与します。ただし、弊社は、個人情報に関しては、弊社の個人情報に関する方針に従い取り扱うものとします。

3. 弊社は、前項に基づき、本情報または本情報の一部を、不動産取引に関するデータベースもしくは統計情報として公開し、または第三者に提供することができるものとします。

第 22 条(秘密情報の取扱い)

1. 会員は、弊社から開示された一切の情報について、秘密情報として取扱うものとします。但し、以下の各号に該当することが書面により証明できるものは、秘密情報から除外するものとします。
 - ① 弊社から開示がなされたとき、既に公知となっていた、または既に知得していたことが立証できるもの
 - ② 弊社から開示がなされた後、会員の責に帰せざる事由により公知となったことが立証できるもの
 - ③ 開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したことが立証できるもの
 - ④ 秘密情報によることなく独自に開発したことが立証できるもの
2. 会員は、弊社の事前の書面による承諾なしに、①秘密情報を当該秘密情報の開示の前提となった開示目的に関する打合せ、交渉または取引の目的以外に利用しないものとし、②秘密情報を第三者に開示または漏洩しないものとします。
3. 会員は、自己の役員または従業員といえども開示目的のために秘密情報を知る必要がある者に対してのみこれを開示するものとし、開示を受けた役員または従業員が秘密情報を開示目的以外の目的に利用したり、第三者に開示または漏洩したりしないよう厳重に指導および監督するものとします。
4. 会員は、秘密情報を記載または包含した文書または記録媒体等を複製する場合には、事前に弊社の書面による承諾を得るものとし、本条第2項および第3項に準じて複製物を管理するものとします。
5. 会員は、弊社の事前の書面による承諾なしに、開示目的に関する打合せ、交渉または取引の事実、過程または結果を第三者に開示または漏洩しないものとします。
6. 会員は、業務委託先等(会員の子会社および関連会社を含みます)に秘密情報を開示する場合には、当該業務委託先等に対し本条と同等以上の秘密保持義務を事前に課すものとし、当該業務委託先等の行為について、弊社に対し監督の責任を負うものとします。また、当該業務委託先等がさらなる業務委託先等に秘密情報を開示する場合においても同様とします。
7. 会員は、開示目的が消滅若しくは終了した場合、または弊社から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、弊社の指示に従い、秘密情報、秘密情報を記載または包含した文書および記録媒体等並びにそれらの全ての複製物について、返却、廃棄その他の処分をなすものとし、弊社の要請に基づきその証明書を交付するものとします。

第 23 条(個人情報の取扱い)

1. 会員は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号、その後の改正を含む。)(以下「個人情報保護法」といいます)およびその関連法令を遵守するものとします。
2. 会員は、以下の各号を遵守するものとします。
 - ① 会員は、本情報として、以下の全部または一部の情報(以下「対象情報」といいます)のみを本サービス

に登録するものとし、個人情報保護法第2条第1項に規定される「個人情報」(以下「個人情報」といいます)に登録しないものとします。ただし、弊社が事前に認めた場合はこの限りではありません。

対象情報： 物件種目、所在地、価格、交通、土地および建物の面積、間取り、設備、写真、案内図、その他弊社が定める情報

- ② 会員は、本情報の登録を行う場合には、対象情報に関し、以下の(1)から(3)につき、事前に売主等または貸主等より書面による同意(以下「事前同意」といいます)を得るか、または適宜対象情報につき個人情報保護法第23条第2項の措置をとるものとします。
 - (1) 本サービスに登録すること
 - (2) 本サービスを通じて他の会員に提供すること
 - (3) 他の会員を通じて購入希望者または賃借希望者に提供すること
3. 会員は、本サービスを通じて取得する個人情報(以下、「本件個人情報」といいます)の取扱いについて、次の各号を遵守するものとします。
 - ① 本件個人情報を、以下の(1)から(3)の目的のみに使用すること
 - (1) 不動産の売買契約、賃貸借契約の相手方を探索し、契約を締結すること、または、そのために必要な業務、連絡を行うこと
 - (2) (1)の利用目的を達成するために必要な範囲内で本件個人情報を入手または利用すること
 - (3) (1)の利用目的を達成するために必要な範囲内で本件個人情報を第三者に提供すること
 - ② 本件個人情報が記録されるコンピュータのハードディスク、フロッピーディスク、CD-ROM等の記録媒体を厳重に保管すること
 - ③ 本件個人情報の管理を行うにあたり、管理責任者を置き、本件個人情報の漏洩、滅失または棄損の防止その他の本件個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じること
 - ④ 本件個人情報を、上記①の使用目的に照らして必要最小限の従業員に限り、管理責任者の監督の下で使用させること
 - ⑤ 本件個人情報を第三者に提供する場合には、本人の事前の同意を得るか、または個人情報保護法第23条第2項の措置をとること
 - ⑥ 本件個人情報を上記①の使用目的に必要な範囲を超えて複製または改変しないこと
 - ⑦ 本件個人情報につき上記①の使用目的が終了したときは、すみやかに安全な方法による保管または廃棄処分を行うこと
 - ⑧ 本人、その代理人その他の第三者からの要求、問い合わせ等(個人情報保護法第29条第1項に規定する「開示等の求め」を含むがこれらに限定されない)を受けた場合には、会員の責任において、法令を遵守しかつ適切にこれらに対応すること
 - ⑨ 本件個人情報を本人の同意なく他の会員または第三者に提供すること
4. 会員は、会員による本件個人情報の利用等に関し、①会員が本件個人情報の本人その他第三者から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、自己の費用と責任によりこれを解決するものとし、かつ②弊社が本件個人情報の本人その他第三者から損害賠償請求その他の請求を受けた場合には、弊社を免責するとともに、弊社が損害を蒙った場合には、当該損害(合理的な範囲における弁護士費用および裁判等に関する費

用を含む)を補償するものとします。

第 24 条(本規約等の変更等)

1. 弊社は、本規約等および本サービスの内容に関し、宅地建物取引業法その他関係法令の改廃、社会経済情勢の変動等により予告なく変更することがあります。かかる場合には、会員に通知することにより、変更の効力が生じるものとします。
2. 弊社は、前項により会員が損害を蒙った場合にも、一切の責任を負わないものとします。

第 25 条(個別規約の制定)

弊社は、本サービスに関し、本契約に付随する細則その他の定め(以下「個別規約」といいます)を行うことができるものとし、会員は、本規約に加えて個別規約を遵守するものとします。

第 26 条(禁止事項)

1. 会員は、次の各号に該当する行為をしてはならないものとします。
 - ① 本サービスに関する情報を本サービスの目的以外に利用すること
 - ② 自己または他の会員のIDまたはパスワードを不正に使用すること
 - ③ コンピュータウィルス等有害なプログラムを本サービスに関連して使用し、または提供すること
 - ④ 本サービスに係るデータベース、プログラム等を複製、解析、改造、貸与または譲渡若しくは第三者に提供すること
 - ⑤ 宅地建物取引業法等の法令または公正競争規約等の規則に反する行為をすること
 - ⑥ データ等を公序良俗に反する目的のために使用することその他公序良俗に反する行為
 - ⑦ 誹謗・中傷・猥褻等、公序良俗に反する文書、画像等を頒布または登録すること
 - ⑧ 問い合わせのあったサービス利用者に対して、行き過ぎたまたは不適切な営業行為をすること
 - ⑨ 問い合わせのあったサービス利用者に対して、故意に返答をしないことまたは返答を遅滞すること
 - ⑩ 問い合わせのあったサービス利用者に対して、問い合わせを受けた会員でない者に返答させる行為および当該サービス利用者の情報を本サービス利用に必要な範囲を超えて第三者に提供する行為
 - ⑪ サービス利用者向けの不動産情報提供サービス「HOME'S」およびオプションサービスを使用し、弊社または他の会員、第三者の迷惑となる行為または利益を損なう行為
 - ⑫ 本サービスに損害を与える行為またはその恐れのある行為
 - ⑬ 第三者または弊社の知的財産その他の財産または名誉、プライバシーその他の権利を侵害する行為
 - ⑭ 弊社が認めていない方法により、本サービス上に会員の連絡先を登録する等の行為
 - ⑮ 情報審査規約および個別規約等に違反する行為
 - ⑯ 弊社の許可なく、本サービスを、他の会員または会員ではない者に使用させること
 - ⑰ 弊社からの情報提供等の要請に対し故意または過失の有無に関わらず虚偽の報告を行うこと
2. 弊社は、会員が本サービスに関し登録または提供した情報等が以下の各号のいずれかに該当する場合またはそのおそれがある場合には、弊社の判断にて、会員の承諾なく、また会員に対して何らの責任を負うことな

く、その全部若しくは一部を削除し、またはこれに対し弊社が必要と判断する修正を行うことができるものとします。

- ① 前項の禁止行為のいずれかに該当するおそれがあると弊社が判断するもの
- ② 事実と反すると弊社が判断するもの
- ③ その他弊社が不相当と判断するもの

第 27 条(サービスの一時停止)

1. 弊社は、会員が前条の禁止事項に違反した場合、弊社が定める情報審査規約等の規定に従い、一定期間本サービスの提供を停止することがあります。
2. 弊社は、監督官庁等により法令等違反に関する嫌疑がかけられた会員に関し、嫌疑の真偽が明らかになるまでの間、本サービスの提供を停止することができるものとします。
3. 会員は、第1項および前項による本サービスの提供停止期間中も、利用料等を支払うものとします。

第 28 条(強制退会)

1. 弊社は、会員が以下の各号のいずれかに該当する場合、催告、通知その他の手続きを要することなく、会員を退会させることができるものとします(ただし、本条第 1 項第 1 号に該当する場合には、当該事由が生じた時点において催告、通知その他の手続きを要することなく当然に退会の効力が生じるものとします)、かつ、会員は、会員の弊社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失うものとします。
 - ① 会員資格を喪失したとき
 - ② 監督官庁等より指示処分を受けた場合で、その違反内容に関し、弊社が悪質と判断したとき
 - ③ 監督官庁等より営業の取消、停止等の処分を受けたとき
 - ④ 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または手形交換所から警告もしくは不渡り処分を受けたとき
 - ⑤ 信用資力の著しい低下があったとき、またはこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき
 - ⑥ 事業の全部または本サービスに係る重要な事項の一部を、終了または第三者に譲渡したとき
 - ⑦ 第三者から差押、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、破産、競売等の申立てを受けたときまたは租税滞納処分を受けたとき
 - ⑧ 自ら破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てをしたとき
 - ⑨ 利用料等の支払いを支払い期日から 1 ヶ月以上滞納したとき
 - ⑩ 申込書等に虚偽の記載または重大な間違いがあったとき
 - ⑪ 第 26 条に規定の禁止事項に該当する行為で、弊社が悪質と判断したとき
 - ⑫ 本規約および情報審査規約または個別規約等の弊社が定める規定等に違反したとき
 - ⑬ 弊社、他の会員もしくはサービス利用者の信頼を失墜する行為があったと弊社が判断したとき
 - ⑭ 反社会的勢力に属し、または関係性を有する等、弊社が不適切と判断する行為があったとき
 - ⑮ その他弊社が本サービスを提供することが困難であると判断したとき

2. 弊社は、会員が前項のいずれかに該当し退会処分を受けた場合、弊社の判断で、当該会員と資本関係のある他の会員に対し、同様の処分をできるものとし、会員は、当該処分に関し一切の異議を申し立てないものとします。

第 29 条(損害賠償)

1. 会員は、本規約等の違反その他会員の責に帰すべき事由によって弊社に損害を与えた場合、弊社からの請求に応じてその損害を賠償するものとします。
2. 会員は、本サービスの利用に関し、第三者に損害を与えた場合、会員は、自己の責任でこれを解決するものとし、かつかかる場合において弊社が損害を蒙った場合には、これを弊社に対して補償するものとします。

第 30 条(紛争等)

1. 本サービスの利用に伴い生じた会員、サービス利用者との紛争は、当事者間で解決するものとし、弊社は一切関与しないものとします。
2. 本サービスに関連して、会員と弊社との間で疑義が生じた場合には、お互いに誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとします。
3. 本サービスの提供に係る弊社と会員の紛争については、弊社の本社所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。
4. 本規約および本サービスに関する会員と弊社の一切の法律関係の準拠法は、日本法とします。

第 31 条(存続条項)

本サービスの提供が終了した場合においても、その終了の事由の如何を問わず、本規約第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 11 条、第 12 条、第 17 条、第 18 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 25 条、第 29 条、第 30 条および本条は有効に存続するものとします。

以上

最終改定日 2014 年 2 月 24 日

本サービス利用細則

第1条(本サービスの分類)

本サービスは、以下の各号に定める通り分類されます。

- ①HOME'S Managerまたはそれに準ずる物件情報コンバートサービスを入稿ツールとして利用した本情報の掲載(以下「HOME'S Manager 利用サービス」といいます)
- ②HOME'S 新築一戸建て Manager またはそれに準ずる物件情報コンバートサービスを入稿ツールとして利用した本情報の掲載(以下「HOME'S 新築一戸建て Manager 利用サービス」といいます)
- ③HOME'S 新築分譲マンション Manager またはそれに準ずる物件情報コンバートサービスを入稿ツールとして利用した本情報の掲載(以下「HOME'S 新築分譲マンション Manager 利用サービス」といいます)

第2条(HOME'S Manager 利用サービス)

HOME'S Manager 利用サービスの利用については、本条に定める条項が適用されるものとします。

1. 会員は、次の各号に該当かつ弊社が許可した物件に関して掲載できるものとします。なお、会員は、物件の掲載に関し、自らの判断と責任においてその掲載を行うものとします。
 - ① 会員が自ら売主となる、または売主より媒介若しくは代理の依頼を受けた物件
 - ② 会員が自ら貸主となる、または貸主より媒介若しくは代理の依頼を受けた物件
 - ③ 前2号以外で会員が弊社から登録の承諾を受けた物件
 - ④ 会員が登録した物件のうち「客付け可」と設定された物件に関しては、会員の意思にかかわらず他の会員が、弊社所定の方法にて紙媒体に出力し、自己の会員名で配布することがあることをあらかじめ承諾した上で掲載するものとし、その後のトラブルに関しては弊社は一切の責任を負わないものとします。
 - ⑤ 会員が登録した物件のうち「他社取込可」と設定した物件に関しては、会員の意思にかかわらず他の会員が、弊社の提供する別紙2.(2)オプションサービスを利用して、当該他の会員が運営するホームページ上で当該他の会員名で掲載することをあらかじめ承諾した上で掲載するものとし、その後のトラブルに関しては弊社は一切の責任を負わないものとします。
 - ⑥ 会員が登録した物件のうち「コピー可」と設定された物件に関しては、会員の意思にかかわらず他の会員が、当該本情報をコピーし、本サービス上で、自己の会員名で掲載できること、および前号に定める掲載ができることをあらかじめ承諾した上で掲載するものとし、その後のトラブルに関しては弊社は一切の責任を負わないものとします。なお、当該掲載は、弊社が掲載対象として承認した不動産情報提供サービス等の媒体への掲載も含むものとします。
2. 会員は、利用可能なオプションサービスのうち、ポイント等によりその利用の程度が調整可能なサービスに関し、増減の調整を希望する場合、弊社所定の書面にて変更希望月の前月20日までに弊社にその旨を通知するものとします。なお、20日が弊社休業日の場合は20日の前営業日を期日とします。
3. 会員は、本サービス利用契約の全部または一部の終了を希望する場合、終了希望月の前月末日までに弊社に書面でその旨を通知するものとします。ただし、末日が弊社休業日の場合は末日の前営業日

を期日とします。なお、終了は当該希望月の末日付とします。

第3条(HOME'S 新築一戸建て Manager 利用サービス)

HOME'S 新築一戸建て Manager 利用サービスの利用については、本条に定める条項が適用されるものとします。

1. 会員は、次の各号に該当しかつ弊社が許可した物件に関して掲載できるものとします。なお、会員は、物件の掲載に関し、自らの判断と責任においてその掲載を行うものとします。

- ① 本情報の入稿が可能な物件は、その物件の売主、代理、専属専任媒介、専任媒介となっている新築分譲一戸建て物件、分譲土地に限ります。ただし、弊社が認めた場合はこの限りではありません。
- ② 会員は、本情報の入稿を行うに際して、別途弊社が指定する日時までに、弊社の指定する形式および形態にて入稿を行うものとします。

2. 会員は、本サービスの解約を希望する場合、次の各号に定める手続きを経るものとします。

- ① 本サービスを利用して入稿した掲載中の本情報に係る物件の全ての売却が完了し、または本情報に係る物件を取扱う権利が消滅する事情のある場合など、物件の掲載を中止し、中途解約を希望する場合は、直ちにその旨を弊社に通知し、弊社所定の解約依頼書を速やかに提出するものとします。
- ② 弊社は、会員からの通知を受けた翌月より、物件の掲載を中止し、中途解約とするものとします。
- ③ 会員は、前号の掲載中止日までの利用料等を弊社に支払うものとします。
- ④ 掲載予定日前に物件の掲載が停止された場合であっても、本情報のデザイン等、弊社による制作業務が発生した場合、会員は、当該制作業務に係る対価を弊社に支払うものとします。

第4条(HOME'S 新築分譲マンション Manager 利用サービス)

HOME'S 新築分譲マンション Manager 利用サービスの利用については、本条に定める条項が適用されるものとします。

1. 会員は、次の各号に該当しかつ弊社が許可した物件に関して掲載できるものとします。なお、会員は、物件の掲載に関し、自らの判断と責任においてその掲載を行うものとします。

- ① 本情報の入稿が可能な物件は、その物件の売主、代理、専属専任媒介、専任媒介となっている新築分譲マンションに限ります。ただし、弊社が認めた場合はこの限りではありません。
- ② 会員は、本情報の入稿を行うに際し、別途弊社が指定する日時までに、弊社の指定する形式および形態にて入稿を行うものとします。

2. 会員は、本サービス利用契約の中途解約を希望する場合、次の各号に定める手続きを経るものとします。

- ① 会員は、掲載中の本情報に係る物件の全ての売却が完了し、または本情報に係る物件を取扱う権利が消滅することにより、物件の掲載を速やかに中止するため中途解約が必要な場合、直ちにその旨を弊社に通知し、弊社所定の掲載停止依頼書を提出するものとします。
- ② 弊社は、会員から前項に規定の掲載停止依頼書を受領した場合であっても、その物件の掲載の中止日について会員と協議して決定するものとします。
- ③ 会員は、前項に定める掲載の中止が行われた場合であっても、当該掲載の中止が行われた日が属する暦月の末日までの期間を含めた利用料等を弊社に支払うものとします。

- ④ 掲載開始予定日前に物件の掲載が停止された場合、会員は弊社に対し利用料等および本情報のデザイン等の弊社による制作業務にかかる対価を支払うものとします。ただし、当該物件の掲載の停止の時点において、弊社が当該物件にかかる本情報のデザイン等の弊社による制作業務を開始していない場合には、会員は当該制作業務にかかる対価を支払う義務を負わないものとします。

以上

最終改定日 2014年2月24日

本サービスの概要

(1)基本サービス

- ・「HOME'S Manager」を利用した本情報の掲載
- ・「HOME'S 新築一戸建て Manager」を利用した本情報の掲載
- ・「HOME'S 新築分譲マンション Manager」を利用した本情報の掲載

(2)オプションサービス

1.共通サービス

- ・HOME'S カレッジ
- ・HOME'S スキル診断
- ・HOME'S 接客・メール診断
- ・ホームページ診断
- ・My カレッジ
- ・HOME'S カレッジ e-learning
- ・マーケット横断バナー
- ・HOME'S AD

2.HOME'S Manager 利用サービス

- ・物件検索エンジンサービス
- ・物件検索エンジンカスタマイズサービス
- ・地図検索・物件地図表示オプション
- ・通勤時間検索・乗り換え案内オプション
- ・郵便番号検索カスタマイズサービス
- ・グルーピング機能
- ・グルーピング検索エンジンサービス
- ・データコンバート機能
- ・ホームページスタートパッケージ
- ・携帯サイトスタートパッケージ
- ・ケータイ版検索エンジンサービス
- ・次世代不動産ホームページ「Annex」
- ・ラクづけコピー枠
- ・不動産売却査定サービス
- ・HOME'S 住みかえ保証

- ・売買物件提案サービス
- ・(HOME'S 不動産投資)トピックスバナー
- ・(HOME'S 不動産投資)マッチング掲載オプション
- ・(HOME'S 不動産投資)投資プロフェッショナルガイド
- ・(HOME'S 不動産投資)不動産投資プレミアムバナー
- ・(HOME'S 不動産投資)見える！賃貸経営
- ・(HOME'S 不動産投資)おすすめ物件バナー

■HOME'S Manager 利用サービスのうちポイント等によりその利用の程度が調整可能なオプションサービス

- ・特別広告ポイント枠・パノラマ掲載オプション・会社広告ポイント
- ・モバイルエリア別バナー
- ・詳細画面ランキング枠
- ・営業スタッフ検索
- ・えきナビ

3.HOME'S 新築一戸建て Manager 利用サービス

- ・スタンダード
- ・スペシャル
- ・会社プレミアム
- ・大規模分譲レポート
- ・ココがスゴイ！
- ・タイアップ企画特集
- ・注目の物件
- ・ピックアップ特集
- ・パノラマビュー
- ・大手ハウスメーカー特集
- ・新登場の新築一戸建て・土地特集
- ・エリアバナー
- ・その他、各種特集・バナー等

4.HOME'S 新築分譲 Manager 利用サービス

- ・Index プラン
- ・Basic プラン
- ・Premium プラン
- ・テーマ特集
- ・話題の物件ピックアップ

- ・エリア・路線バナー
- ・地域クローズ UP バナー
- ・マンション新発見
- ・その他、各種特集

2014 年 2 月 24 日現在



株式会社ネクスト

HOME'S情報審査規約

別紙

【表1:ポイントの基準(例)】

【表2:ポイントの累積数等に応じた措置】



<目次>

第1章 総則	2 頁
第2章 審査基準と会員の協力義務	5 頁
第3章 物件等の広告掲載に関する共通ルール	7 頁
第1節 広告の掲載基準	
第2節 広告の掲載ができない物件等	
第3節 表示ルール	
第4章 賃貸物件に関する特則事項	11 頁
第1節 定期賃貸借物件	
第2節 特定優良賃貸物件	
第3節 サービス付き高齢者向け住宅	
第4節 間借り物件	
第5節 その他	
第5章 建物売買物件に関する特則事項	12 頁
第6章 土地売買物件に関する特則事項	12 頁
第7章 各サービスに限定した特則事項	13 頁
第8章 措置	13 頁
別紙	

HOME'S 情報審査規約

第1章 総則

第1条 (会員規約との関係)

HOME'S 情報審査規約（以下、「本審査規約」という）は、HOME'S 会員規約第8条に関する事項に関し、規定するものとします。本審査規約は、会員規約と一体であり、会員規約の一部を構成するものとします。なお、本審査規約における用語は、特段の定めのない限り、会員規約における用語と同一の意義を有するものとします。また、本審査規約の各条項と会員規約の各条項に齟齬がある場合は、その範囲に限り、本審査規約が優先的に適用されるものとします。

第2条 (目的)

本審査規約は、弊社サービス「HOME'S」及びHOME'S 会員規約第18条に定める他の団体等において、会員がサービス利用者へ提供する情報の正確性を確保することで、サービス利用者が安心して快適に「HOME'S」をご利用できる環境を構築・維持することをその目的としています。

第3条 (適用範囲)

本審査規約は、会員規約において定められる本サービスのすべてに適用されるものとします。ただし、会員規約別紙(2)に定めるオプションサービスのうち、物件（土地、非居住建物等を含みます。以下同じ）の広告に係りのないサービスで、かつサービス利用者の閲覧に供しないものに関してはこの限りではないものとします。

第4条 (会員の遵守義務)

1. 会員は、会員規約に定める各条項のほか、物件の広告掲載に際して、「宅地建物取引業法」「建設業法」「建築基準法」「都市計画法」「不当景品類及び不当表示防止法」「借地借家法」「個人情報保護法」「著作権法」「商標法」及びその他の関連する一切の法令を遵守するものとします。
2. 前項に加え、会員は、物件の広告表示に際して、「不動産の公正競争規約」等、弊社が会員に遵守を求める各種の自主規約等を併せて遵守するものとします。
3. 会員は、前二項に加え、本審査規約、及び「HOME'S 掲載ガイドライン」「HOME'S Manager ユーザーズガイド」「HOME'S 新築一戸建て掲載ガイドライン」「HOME'S 新築一戸建てマネージャーユーザーズガイド」、特定のサービスに対応したガイドライン等、弊社が会員に遵守を求める各種のガイドライン等を併せて遵守するものとします。

第5条 (物件の掲載確認)

1. 会員は、本サービス上に物件の広告掲載を行う場合、あらかじめ物件の所有者または所有者から承諾権限を得た者から掲載承諾を得るものとします。なお、当該掲載承諾は、原則として承諾書面を取り交わすことにより行うものとします。
2. 会員は、前項の掲載承諾に伴い、下記の各号の内容を「HOME'S Manager の元付業者欄」に登録するものとします。
 - (1) 承諾を得た日
 - (2) 承諾を得た相手方の社名
 - (3) 承諾を得た相手方の連絡先
 - (4) 承諾を得た相手方の担当者の氏名
3. 会員は、第一項の承諾書面を取り交わすことが困難な場合、前項各号に準じた記録を書面等（ワード、エクセル等含む）で保管するものとし、その内容を「HOME'S Manager の元付業者欄」に登録するものとします。
4. 会員は、弊社からの求めに応じて、第1項の承諾書面または第3項の書面等を弊社へ提出するものとします。
5. 会員が、前項の提出を怠った場合または「HOME'S Manager の元付業者欄」への登録を怠った場合、もしくは弊社が別途定める期日までに書面等の提出がない場合、弊社は、掲載承諾がなされていないものとみなす事ができるものとします。この場合、会員は掲載承諾の有無にかかわらず、弊社が課す措置に対して異議を申し立てる事ができないものとします。

第6条 (誠実義務)

1. 会員は、掲載する物件に関して、当該物件の居住者ないしは売主もしくは貸主に不利益の及ぶ場合を除き、サービス利用者の内覧等の要請を拒否してはならないものとします。
2. 前項に加え、会員は、内覧に代えて独自の判断に基づき他の物件を紹介する等、サービス利用者による当該物件の確認目的を妨害する行為を行ってはならないものとします。
3. 前二項の定めにかかわらず、表示の内容が客観的に明瞭である場合において、サービス利用者が自らこれを誤認したときはこの限りではないものとします。
4. 第1項及び第2項に該当する行為について、弊社が合理的理由に基づくものと判断した場合は、当該行為による措置を免除されるものとします。
5. 会員は、本サービス上に掲載する広告等に関して第三者から問合せやクレームがあった場合、または、弊社から調査・改善等の要請があった場合、これらに対し誠実に対応しなければならないものとします。
6. 会員は、サービス利用者からの問合せに対して、原則として当該サービス利用者が指定した連絡先に問合せを受けた日の翌日を起算日として3営業日以内に回答するもの

とします。ただし、当該サービス利用者が指定した連絡日が 3 営業日以降の場合である等、合理的な理由があるときはこの限りではないものとします。

第 7 条 (宅地建物取引業免許の更新等)

1. 会員は、宅地建物取引業免許の内容に変更が生じた場合または更新の必要が生じた場合（以下、「免許の変更・更新」という）、宅地建物取引業法の定めに従い、これを届け出なければならないものとします。
2. 前項の免許の変更・更新に関し、弊社による確認作業が完了するまでの期間、会員は、旧免許の効力の範囲でのみ本サービスの提供を受けられるものとします。なお、弊社は次条に定める連絡を以って、確認作業に着手するものとします。
3. 前項の確認作業が完了しないことによって生じる会員の不利益に関し、弊社は一切の責任を負わないものとします。

第 8 条 (連絡事項)

1. 会員は、免許の変更・更新を行う場合またはその予定がある場合、速やかに弊社に対してその旨を連絡しなければならないものとします。
2. 免許の変更・更新に伴い、弊社は会員に対して下記の各号の書類の提出を請求できるものとし、当該請求があった場合、会員は速やかにファックスまたは郵送等により、これを提出しなければならないものとします。
 - (1) 変更前の宅地建物取引業免許の写し
 - (2) 変更前の登記簿謄本の写し
 - (3) 変更後の登記簿謄本の写し
 - (4) 宅地建物取引業名簿搭載事項変更届出書の副本の写し及び免許権者の受領印が押されている鑑の写し（免許変更の場合）
 - (5) 免許申請書の副本の写し及び免許権者の受領印が押されている鑑の写し（免許変更の場合）（免許換えの場合）
 - (6) その他弊社が必要と認めた書類等
3. 会員は、免許の変更・更新が完了した場合は、新たに交付された免許の写しを交付後 7 日以内に弊社にファックスまたは郵送等により、提出しなければならないものとします。

第 9 条 (本審査規約の変更)

1. 弊社は、本審査規約に関し、必要と判断した場合、事前に会員の承諾を得ることなく任意に変更ができるものとします。
2. 前項に基づき本審査規約に変更がある場合、弊社は変更内容について HOME'S Manager または弊社が別に定める方法で公表します。当該公表後に、会員が第 3 条に規定の本審査規約の対象となるサービスを利用した場合は、当該変更内容に承諾したものとみ

なします。

第2章 審査基準と会員の協力義務

第10条 (会員の審査)

1. 弊社は、会員が入会時に加え入会後も継続して HOME' S 賃貸・不動産売買・不動産投資向け特約第2条、HOME' S 新築一戸建て向け特約第2条に定める基準を満たしていることを確認するために必要な審査を、任意に行うことができますものとし、
2. 弊社は、前項の審査のほか、下記の各号に定める事項に関しても任意に審査を行うことができますものとし、
 - (1) 過去に行政処分があった場合、原因事実が除去またはその改善がなされていること
 - (2) 弊社と過去に取引がある場合、当該取引期間の支払状況やその他の取引実績
 - (3) 会員規約第18条での提供対象となった場合その他、企業活動や業態、経営状況に問題がないこと
3. 会員は、前二項の審査に対して、協力する義務を負うものとし、弊社から請求があった場合、当該審査に必要と合理的に考え得る情報の一切を提供するものとし、
4. 弊社は、本条の審査の結果及びその方法等に関して、会員に対して口頭または書面を問わず通知等の開示義務を負わないものとし、弊社がこれらを会員に通知した場合、会員は弊社から開示された一切の内容を会員規約第22条に基づき守秘する義務を負うものとし、

第11条 (広告の審査)

1. 弊社は、定期的に会員が掲載する物件等の広告内容が、第4条の遵守義務に準拠していることを確認するため、必要な範囲で下記の各号に定める調査（書面及び口頭を含む）を会員及びその他の関係者に対して任意に実施することができるものとし、
なお、弊社は、会員の責により当該調査を完了できない場合、当該調査に係る広告内容は本審査規約に抵触するものとみなすことができるものとし、会員はその判断に一切異議を申し立てないものとし、
 - (1) 掲載経緯等の確認
 - (2) 当該物件の現地調査
 - (3) 行政機関等への確認
 - (4) 売主または貸主への確認
 - (5) 元付会社への確認
 - (6) 会員が HOME' S Manager の元付業者欄に登録した会社及び担当者への確認
 - (7) その他、弊社が必要と判断した調査の実施
2. 弊社は、前項の調査に際して、調査に必要と判断したときは、調査先に対して、会員

名及び該当物件の詳細を明示するものとします。

3. 会員は、第 1 項の調査に対して、誠実に協力する義務を負うものとし、弊社から請求があった場合、「(売買、賃貸、建築請負等の) 契約書」「媒介契約書」「商品カタログ」「確認通知書」等、広告作成の基礎とした資料等の提出（不要な個人情報を削除したもの）等、当該調査に必要と合理的に考え得る情報の一切を提供するものとします。
4. 弊社は第 1 項の調査結果に基づき、広告内容に関し審査を行い、当該広告内容についてその正確性及び自然性等について当社が不相当と判断した場合は、事前に会員の承諾を得ることなく、表示の修正もしくは掲載停止等の措置を講じることができるものとし、会員規約第 27 条、同第 28 条及び本審査規約第 37 条に基づく対応を行うことができるものとします。
5. 弊社は、本条の調査方法及び審査の結果等に関して、原則として開示する義務を負わないものとします。
6. 弊社が本条の審査の結果を会員に通知した場合、会員は、弊社から開示された一切の内容を会員規約第 22 条に基づき守秘する義務を負うものとします。
7. 本条の調査及び審査は、掲載物件または会員の物件紹介行為について、弊社が第三者からクレームまたは問合せ等を受けた際にも実施するものとします。
8. 本条の調査及び審査の実施に際し、会員に不利益が生じた場合であっても弊社は一切の責任を負わないものとします。

第 12 条 (広告内容の適時確認)

1. 会員は、掲載の広告内容に関して、賃貸物件の場合は 7 日に 1 回、売買物件（建物・土地含む）の場合は 14 日に 1 回、下記の各号に定める確認を行うものとします。なお、当該確認は物件ごとに行うものとします。
 - (1) 掲載物件の広告内容（価格や取引条件、販売中止等）に変更が生じていないこと
 - (2) 入力漏れや誤りがないこと
 - (3) サービス利用者に誤認を生じさせる表示となっていないこと
 - (4) 掲載の広告内容が第 13 条の掲載基準を満たしていること
 - (5) 第 14 条乃至第 16 条の規定に抵触する広告の掲載がないこと
2. 会員は、前項の確認により、広告内容が前項に定める各確認事項に合致しない場合または他の事項において事実と反していた場合、弊社に申告の上、速やかに広告内容の修正または取り下げ等の必要な措置を実施するものとします。
3. 会員は、第 1 項の確認が実務上可能な範囲で本サービスを利用するものとし、弊社が第 1 項の確認作業が事実上困難と判断した場合、会員の本サービスの利用を制限することができるものとします。

第3章 物件等の広告掲載に関する共通ルール

第1節 広告の掲載基準

第13条 (広告の掲載基準)

1. 物件等の広告の掲載基準は下記の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 第2条に定める目的に合致するものであり、
 - (2) 第4条に定める遵守義務に準拠したものであり、
 - (3) 第14条に定める「広告の掲載ができない物件」でなく、また第15条に定める「広告内容の実現が不可能な物件」ではないもの（広告内容の実現が可能なもの）
2. 会員は、前項に定める掲載基準に合致した物件のみを掲載できるものとします。

第2節 広告の掲載ができない物件等

第14条 (広告の掲載ができない物件等)

広告の掲載ができない物件等とは、本節に定める他、下記の各号に定めるいずれかに抵触するものとします。

- (1) 第13条に規定の基準のいずれかを満たしていないもの
- (2) 第20条及び第21条に規定の表示がなされていないまたは充分でないもの
- (3) 居住物件において、重大な瑕疵等により居住等の目的が達成できないもの
- (4) 建築基準法第9条第1項に基づき是正措置を命じられた物件
- (5) 農地法の許可が必要な物件において、その許可が得られる前の物件
- (6) 反社会的勢力団体の拠点に隣接または近接する物件
- (7) 係争中または競売に供されている物件
- (8) 相場より廉価な物件（保証賃料より廉価なサブリース物件を含む）等で、その根拠に関して合理的な証明ができない物件
- (9) 前号の定めにかかわらず、当該物件が弊社所定の反響数に達した場合（他店舗等で掲載されている同一物件の反響数を含む）
- (10) 多人数の居住実態がありながら、一人あたりの専有部分が確保されない物件
- (11) 多人数の居住実態がありながら、防火関係規定などの建築基準法違反の疑いのある物件（違法貸しルーム等）
- (12) 賃貸物件において物件の入居予定日（引渡し可能日）が確定していない、または確定後に特別の事情によりこれが不確定となった物件
- (13) 不動産の公正競争規約第5条及び宅地建物取引業法第33条に規定の広告開始時期の制限に抵触する物件
- (14) 上記の各号に関し、そのおそれが明白であるもの
- (15) その他弊社が不適切と判断したもの

第15条 (広告内容の実現が不可能な物件の掲載の禁止)

1. 本審査規約において「広告内容の実現が不可能な物件」とは、下記の各号のいずれかに該当するものをいいます。
 - (1) 成約済み、または成約に係る申込み等（予約含む）が行われた物件
 - (2) 架空物件、または架空物件ではないが表示ミスもしくは認識違い等により広告の内容が不正確で物件の特定が困難な物件
 - (3) 取引する意思がない物件
 - (4) 不動産の公正競争規約第21条(おとり広告)の規定に抵触する若しくはその可能性のある物件
 - (5) 広告の内容について当社がその正確性及び自然性等の観点から不自然と判断した物件
 - (6) 上記の各号に関し、そのおそれがあると弊社が判断した物件
2. 会員は、前項に定める広告内容の実現が不可能な物件の広告掲載をしてはならないものとします。

第16条（無権限の広告掲載の禁止）

本審査規約第5条の掲載承諾がないものまたは当該掲載承諾が不確実な物件に関する広告の掲載を禁止します。

第17条（多重登録の禁止）

会員は、同一サービス内において、同一物件を複数登録してはならないものとします。なお、同一サービスとは弊社の提供する「HOME'S 賃貸」「HOME'S 不動産売買」「HOME'S 新築一戸建て」等のそれぞれをいいます。

第3節 表示ルール

第18条（表示の責任主体）

会員は、自らが登録した一切の表示内容に関して、その責任の全てを負うものとします。

第19条（居住用物件と非居住用物件の登録）

1. 居住用物件とは、居住の用に供される物件で、賃貸借契約（または売買契約）により貸借（または売却）することを目的とした物件を指すものとします。なお、当該居住用物件は、その用途に即して、居住用（HOME'S 不動産売買においては通常物件。HOME'S 新築一戸建ては居住用のみの登録となります）、事業用（HOME'S 不動産売買においては事業用物件）、投資物件（HOME'S 不動産売買のみ）のいずれかの種別を選択して、登録することができるものとします。
2. 非居住用物件とは、居住の用に供することができない物件で、下記の各号に該当する物件を指すものとします。なお、当該非居住用物件は、その用途に即して、事業用（HOME'S 不動産売買においては事業用物件）、投資物件（HOME'S 不動産売買のみ）の

いずれかを選択して、登録することができるものとします。

- (1) 事務所、店舗、倉庫、工場、駐車場等
- (2) 売買物件において法令上の理由等により建物の建築が認められていない土地
- (3) 売買物件において賃借権が設定されている物件（購入者が購入時に賃借権を解除することができる物件は除く）
- (4) その他、生活に必要な設備(水道・電気・ガス)が整備されていない物件等で、弊社が非居住物件と判断した物件

第 20 条 （特別な事情が伴う広告の掲載）

会員は、第 13 条に定める掲載基準を満たした場合であっても、下記の各号に該当するような事情を伴う広告を掲載するときは、別途弊社が指定する方法により、当該広告中にサービス利用者が容易に認識可能な状態でこれを表示しなければならないものとします。

- (1) 第三者の権利が設定（差押、仮差押、処分禁止の登記等）されている等、使用または利用に制限が課せられる物件（本審査規約第 14 条第 7 号に抵触する物件は除く）
- (2) 事故または事件等が発生した物件
- (3) 敷地の 30 パーセント以上が傾斜地の物件
- (4) 賃貸物件において取り壊しまたは建て直しが確定している物件
- (5) 売買物件において法令上の理由等により建物の建築が認められていない土地
- (6) その他、賃借人または購入者に対して不利な条件設定等がある物件で、弊社がサービス利用者に対してその情報を開示する必要があると判断したもの

第 21 条 （明瞭表示の徹底義務）

1. 会員は、表示内容がサービス利用者に明瞭に伝わるよう徹底するものとし、誤認または誤解を与える表示を行ってはならないものとします。
2. 会員は、下記の各号に定める事情が伴う広告を掲載する場合、特に明瞭表示を徹底しなければならないものとします。
 - (1) ペットの飼育、楽器の使用を認める場合等で、取引条件が変動する場合
 - (2) 入居条件に損害賠償保険や賃貸保証会社への加入が義務付けられている場合
 - (3) 入居者または購入者に特定の条件が存在する場合
 - (4) 設備の利用に別途利用料金が必要な場合
 - (5) 景品類の提供において条件がある場合
 - (6) 売買物件において賃借権が設定されている場合(賃借権の解除の有無)
 - (7) 第 19 条に規定の非居住用物件における利用形態及び条件

第 22 条 （距離表示）

1. 会員は、物件等の周辺情報として公共施設や商業施設等の掲載を行う場合、当該施設までの距離表示を、道路距離（単位メートル）で表示するものとします。
2. 前項にかかわらず最寄駅・最寄のバス停までの距離表示に関しては、徒歩分数（端数切り上げ）で表示するものとします。

第 23 条 （第三者の権利を侵害する表示等の禁止）

画像（パノラマ画像及び動画を含む）の登録に際して、下記の各号に該当するものに関しては表示できないものとします。

- (1) 広告目的と関連のない画像等（特定の条件を満たした場合においては、物件の周辺情報は掲載可とします）
- (2) 第三者のプライバシーを侵害する場合
- (3) 第三者の肖像権、著作権、商標権等の権利を侵害する場合
- (4) 前二号に該当するおそれがある場合
- (5) その他弊社が不適切と判断したもの

第 24 条 （継続物件の新規登録の禁止）

1. 会員は、継続して掲載している物件等に関して、新規登録物件と誤解をあたえる表示を行ってはならないものとします。
2. サービス利用者に新規登録物件と誤解を与えることを目的として、成約または成約に係る申込み等（予約含む）がない物件を、改めて登録しなおすことも前項の行為に含まれるものとします。

第 25 条 （キャッチコピー及び備考欄の表示に関する特則）

該当するサービスのガイドライン等に特段の定めのある場合を除き、原則として、キャッチコピー、備考欄及びセールスポイントには当該物件情報に係る内容のみを登録することができるものとします。

第 26 条 （登録方法等）

会員は、コンバーターもしくは類似するサービス等（以下、「コンバーター等」という）を利用し情報を登録する場合で、利用するコンバーター等に弊社指定の登録項目が具備されていない場合においては、当該コンバーター等の備考等を用いてこれを登録するものとします。

第 27 条 （表示の修正等）

1. 会員は、弊社より表示に関する修正または取り下げ等の要請を受けた場合は、速やかに当該要請に従うものとします。
2. 弊社は、会員が前項の要請に従わない場合または表示内容がサービス利用者に著しく

誤認、誤解を与えると判断したものに関しては、当該要請に代えて、事前に会員の承諾を得ることなく、表示の修正もしくは掲載停止または第 37 条に定める措置等を講じることができるものとします。

第 4 章 賃貸物件に関する特則事項

第 1 節 定期賃貸借物件

第 28 条 (定期賃貸借物件の特則)

1. 会員は、定期賃貸借物件の掲載を行う場合、下記の各号に定める条件に合致するもののみ掲載ができるものとします。
 - (1) 再契約ができない物件
 - (2) 再契約が可能であり、かつ再契約時に必要な一切の料金及び再契約後に変更の生じる料金（賃料・管理費・敷金等）や契約期間が確定している物件
2. 会員は、前項に合致した定期賃貸借物件の掲載を行う場合、下記の各号に定める内容を明瞭に表示しなければならないものとします。
 - (1) 定期賃貸借物件である旨
 - (2) 定期賃貸借の期間
 - (3) 再契約の可否
 - (4) 再契約後の契約期間
 - (5) 再契約時にかかる一切の料金及び再契約後に変更が生じる料金（賃料・管理費・敷金等）

第 2 節 特定優良賃貸物件

第 29 条 (特定優良賃貸物件の特則)

1. 会員は、特定優良賃貸物件の掲載を行う場合、賃料は入居者負担額ではなく、契約家賃を登録しなければならないものとします。
2. 会員は、特定優良賃貸物件の掲載を行う場合、特に下記の各号に定める内容を明瞭に表示しなければならないものとします。
 - (1) 特定優良賃貸物件である旨
 - (2) 入居者負担額が条件により変動する旨
3. 特定優良賃貸物件の登録に関しては、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に準拠した物件であることを条件とします。

第 3 節 サービス付き高齢者向け住宅

第 30 条 (サービス付き高齢者向け住宅の特則)

1. 会員は、サービス付き高齢者向け住宅の登録を行う場合、特に下記の各号に定める内容を明瞭に表示しなければならないものとします。

- (1) サービス付き高齢者向け住宅である旨
 - (2) 高齢者のみが入居条件となる旨
2. 前項の物件の登録に関しては、高齢者の居住の安定確保に関する法律または地方自治体の指針に準拠した物件であることを条件とします。

第4節 間借り物件

第31条 (間借り物件の特則)

1. 会員は、間借り物件の掲載を行う場合、特に下記の各号に定める内容を明瞭に表示しなければならないものとします。
 - (1) 間借り物件である旨
 - (2) 原則として設備が共同利用である旨
 - (3) 特別に入居条件が定められている場合はその旨
2. 前項の定めはルームシェア、ゲストハウス、シェアハウスにも適用されるものとします。

第5節 その他

第32条 (その他の物件等の特則)

会員は、土地、事務所、店舗、倉庫、工場、駐車場等、非居住用の賃貸物件の登録を行う場合は、関連法令を準拠するとともに、利用形態・条件等を明瞭に表示しなければならないものとします。

第5章 建物売買物件に関する特則事項

第33条 (建物売買物件の特則)

会員は、建物売買物件の掲載を行う場合、特に下記の各号に定める内容を明瞭に表示しなければならないものとします。

- (1) 私道負担がある場合はその面積
- (2) 土地面積にセットバックを要する部分を含む場合はその旨（セットバック面積が土地面積の10パーセント以上の場合は、併せてその面積）
- (3) 第1号及び第2号の他、不動産の公正競争規約に定められている「特定事項の明示義務」に該当する内容
- (4) 宅地建物取引業法に則った瑕疵担保責任の免責がある場合はその旨
- (5) 既設建物が法令上の制限（建ぺい率や容積率等）を越えて建築されている場合はその旨
- (6) その他サービス利用者に不利な取引条件が設定されている場合はその内容

第6章 土地売買物件に関する特則事項

第 34 条 (土地売買物件の特則)

会員は、土地売買物件の掲載を行う場合、特に下記の各号に定める内容を明瞭に表示しなければならないものとします。

- (1) 私道負担がある場合はその面積
- (2) 土地面積にセットバックを要する部分を含む場合はその旨（セットバック面積が土地面積の 10 パーセント以上の場合は、併せてその面積）
- (3) 土地に古屋、廃屋等が存在する場合はその旨
- (4) 前 1 号乃至 3 号の他、不動産の公正競争規約に定められている「特定事項の明示義務」に該当する内容
- (5) 宅地建物取引業法に則った瑕疵担保責任の免責がある場合はその旨
- (6) その他サービス利用者に不利な取引条件が設定されている場合はその内容

第 35 条 (建築条件付土地の特則)

会員は、建築条件付土地の掲載を行う場合、特に下記の各号に定める内容を明瞭に表示しなければならないものとします。

- (1) 当該土地が建築条件付土地である旨
- (2) 建築請負契約を締結する期間
- (3) 建築請負契約を締結する請負会社の商号

第 7 章 各サービスに限定した特則事項

第 36 条 (HOME'S 新築一戸建ての特則)

HOME'S 新築一戸建て向け特則第 6 条に定める物件の入稿は、下記の各号に定める条件に合致するもののみ行うことができるものとします。

- (1) 会員自らが売主である物件
- (2) 会員が物件の所有者と代理権授与の契約を締結した物件
- (3) 会員が物件の所有者と媒介契約を締結した物件

第 8 章 措置

第 37 条 (措置)

1. 弊社は、会員が本審査規約に違反した場合、その内容に応じて別紙に例示のポイントの付与や、本サービスの利用停止、物件掲載数の制限、強制退会（会員規約第 28 条に規定の強制退会を含む）等の措置を講じることができるものとします。
2. 会員は、前項の措置等に基づく本サービスの利用停止期間中においても、サービス利用料等を支払うものとします。

3. 合理的な理由なく、第 11 条に規定の弊社の行う審査または指摘等に対する協力を拒否したり、虚偽の報告をしてはならないものとします。この場合、弊社側で把握している内容または指摘等の内容が事実であるとみなし、該当内容に準じた措置をとるものとします。
4. 第 1 項の措置等については、会員ごとに適用するものとします。ただし、弊社が必要と判断した場合、当該会員と資本関係のある他の会員に対しても、同様の措置を適用できるものとし、当該資本関係のある会員は一切異議申し立てをしないものとします。
5. 別紙表 2 に定めるポイント数に満たない軽微な違反であっても、繰り返し行われる等、改善の余地が見られない会員やサービス利用者からのクレームが多い会員に対しては、弊社の判断により強制退会等の措置を講じることができるものとします。
6. 付与された各ポイントは、当該ポイントの付与日より半年経過後に消滅するものとします。ただし、本サービスの利用停止措置の回数は消滅しないものとし、当該利用停止措置回数が 4 回以上となった場合は、弊社の判断により強制退会等の措置を講じることができるものとします。
7. 会員が入退会を繰り返した場合においても、原則として付与日から半年を経過しない各ポイント及び利用停止措置の回数は消滅しません。
8. 会員が第 1 項の措置等を繰り返した場合等で、弊社が必要と判断した場合、弊社は当該会員に対して、業務改善書等の提出を求めることができるものとします。なお、弊社は、当該業務改善書等に会員が違反したと判断した場合、本サービスの利用停止、物件掲載数の制限、強制退会（会員規約第 28 条に規定の強制退会を含む）等の措置を講じることができるものとします。
9. 会員が第 8 条に規定の期日までに宅地建物取引業免許の変更または更新を行わなかった場合、本サービスの利用停止または強制退会等の措置を講じるものとします。

第 38 条 （再入会の特則）

1. 会員が強制退会による退会后、再度入会を希望する場合は、下記の各号を全て満たすことを条件とします。
 - (1) 利用料金等が完済されていること
 - (2) 強制退会后、半年間を経過していること
 - (3) 強制退会となった事由の原因が完全に除去されていること
2. 弊社は、再入会を希望する当該事業者等に対して前項第 3 号が客観的に判断できる書面の提出または誓約書等の締結を義務付けられるものとし、当該事業者等がこれに従わない場合、再入会を認めないものとします。
3. 弊社は、本条を満たしていると判断した場合のみ、再入会の審査を行うことができるものとします。

最終改定日 2014 年 2 月 24 日

1. HOME'S情報審査規約に抵触した場合、弊社の判断により、下表1に応じてポイントを付与します。

【表1:ポイントの基準(例)】

	違反項目	違反の内容例	適用条文 ※該当条文中に抵触した場合に当該違反と判断する	付与するポイント
1	おとり物件掲載	① 架空物件を掲載した場合。 ② 内容や取引条件等が著しく事実と異なる虚偽の物件情報を掲載した場合。 ③ 不動産の公正競争規約21条に抵触した場合。		15ポイント
2	成約物件掲載	① 成約日を起算日として、以下の日数以上経過した物件情報を掲載した場合。 賃貸:成約後8日 売買:成約後15日 ② 同一建物内または同一区画内の別物件を掲載中の物件として更新した場合において、「部屋番号(区画番号)」「販売価格」「賃料」「階数」等いずれかの項目が当該別物件の内容と合致していない場合。	第15条 (広告内容の実現が不可能な物件の掲載の禁止)	成約日からの経過日数が、 ・8日～14日の場合 5ポイント(売買の場合は適用なし) ・15日～29日の場合 7ポイント ・30日以上の場合 10ポイント
3	無断掲載	① 先物件を掲載する場合等で、物件毎に掲載時点の売主・貸主・元付会社(管理会社)等から適切な承諾を得ずに掲載した場合。 ② 掲載中に、売主・貸主・元付会社(管理会社)等の変更があったにもかかわらず、当該変更後の売主・貸主・元付会社(管理会社)等に対して掲載承諾の確認を怠った場合。	第5条 (物件の掲載確認) 第16条 (無権限の広告掲載の禁止)	7ポイント
4	画像無断転用	画像作成会社または当該画像の正当な権利者に無断で画像を転用した場合。	第23条 (第三者の権利を侵害する表示等の禁止)	5ポイント
5	掲載情報相違	・事実と異なり優良誤認に当たる情報を掲載した場合。 ・特定優良賃貸住宅を掲載するに当たり契約家賃以外の賃料を掲載した場合。 ・事実と異なる取引態様による表示を掲載した場合。 ※新築一戸建てHOME'Sにおいては、「先物件」を掲載した場合を含みます。 等	第17条 (多重登録の禁止) 第20条 (特別な事情が伴う広告の掲載) 第21条 (明瞭表示の徹底義務) 第22条 (距離表示) 第25条 (キャッチコピー及び備考欄の表示に関する特則) 第28条 (定期賃貸借物件の特則) 第29条 (特定優良賃貸物件の特則) 第31条 (間借り物件の特則) 第32条 (その他の物件等の特則) 第33条 (建物売買物件の特則) 第34条 (土地売買物件の特則) 第35条 (建築条件付土地の特則) 第36条 (HOME'S新築一戸建ての特則) その他のHOME'S掲載ガイドライン違反	5ポイント

※上記記載の内容は例示であり、上記記載以外の行為についても弊社の判断によりポイントを付与する場合があります。

2. ポイントの累積等により、弊社は下表の措置を講じるものとします。

【表2:ポイントの累積数等に応じた措置】

	累積ポイントと違反内容	違反の具体的内容	措置の内容
1	累積13ポイント～19ポイント	半年間の累計ポイント数が13ポイント～19ポイントに達した場合	7日間掲載停止
2	累積20ポイント～29ポイント	半年間の累計ポイント数が20ポイント～29ポイントに達した場合	14日間掲載停止
3	累積30ポイント～39ポイント	半年間の累計ポイント数が30ポイント～39ポイントに達した場合	21日間掲載停止
4	累積40ポイント以上	半年間の累計ポイント数が40ポイント以上に達した場合	強制退会 ※ポイント付与日～退会日までは掲載停止とする
5	情報未修正	弊社から修正や非掲載を依頼したにもかかわらず、弊社が指定した期限までにその処理を行わない場合。 【適用条文】 第11条 (広告の審査) 第27条 (表示の修正等)	5日間掲載停止
6	過去の利用停止措置回数4回以上	過去の利用停止(掲載停止)措置回数が4回を超えた場合	強制退会

※ポイントの累積数が40ポイント未満であっても、HOME'S情報審査規約第37条第4項乃至第6項及び第8項に該当すると弊社が判断した場合は、強制退会の措置を適用する場合があります。



株式会社ネクスト

平成 27 年 2 月 1 日

スマイミーパソコン会員各位

広島宅建株式会社
代表取締役 小林 博昭

HOME 'S 会員規約及び情報審査規約の適用範囲について

平成27年2月1日から施行された「スマイミー運営規定」について、下記の第20条の適用範囲は、以下の通りです。

スマイミー運営規定 第 20 条（不動産情報サービス「HOME'S」との連動）

- (1) 利用者は、本サービスの利用を開始することにより、株式会社ネクストが提供するインターネットによる不動産情報提供サービス「HOME'S」（以下「HOME'S」といいます）の利用を同時に開始することとなること、および、利用者が本サービス上に掲載した情報が HOME'S に掲載されることに同意するものとします。
- (2) 利用者は、HOME'S の利用に関しては、株式会社ネクスト所定の「HOME'S 会員規約」「HOME'S 情報審査規約」その他の規約を遵守するものとします。
- (3) 利用者は、前項に定める規約に違反した場合には HOME'S の利用ができなくなることがあることに同意するものとします。

<業務提携内容>

- スマイミー&HOME'S連動サービスは、スマイミーに掲載される物件情報及び会員情報が、HOME'Sに掲載されるサービスです。
- スマイミーのパソコン会員が、スマイミーが提供するHOME'SマネージャーのIDとパスワードを利用して、HOME'Sが提供する無償サービスを利用することができます。
- HOME'Sが提供する無償サービスの申込及び解約については、スマイミーを通じて行うこととします。

<HOME'S会員規約及び情報審査規約の適用範囲>

- スマイミーパソコン会員が、HOME'Sが提供する有料サービスを利用する場合は、「HOME'S 会員規約」「HOME'S情報審査規約」その他の規約が適用されます。
- スマイミー運営規定を遵守した場合でも、HOME'Sが掲載に適さないと判断した場合は、HOME'Sに掲載された物件が削除される場合や、サービスを利用できなくなる場合があります。